

2022年10月からアルコール検知器の導入が義務化されます

義務化対象となる車両の条件



定員11人以上の
白ナンバー車を1台以上

または



白ナンバー車を5台以上



自動二輪車(50cc以上)は
0.5台として計算

車種や車両用途は問わず、黄色ナンバー（軽自動車）も対象となります。

この条件に当てはまる車両を使用している事業所は、**道路交通法**により、**安全運転管理者**を選任して公安委員会へ届け出をしなければなりません。

新たに追加される安全運転管理者の業務

- ・乗車前と後に目視による点呼とアルコール検知の実施
- ・点呼とアルコール検知の確認記録を1年間保存
- ・常時正常に機能するアルコール検知器の保持

白ナンバー保有事業者も自動車運送事業者と同様に
アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認し記録することが
義務化されることとなりました

安全運転管理者・企業にかかる罰則

- ・安全運転管理者を選任しなかった場合には、5万円以下の罰金が課されます。
(道路交通法第120条第1項第11号の3、123条)
- ・自動車の使用者等（安全運転管理者含む）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、規定の違反行為をすることを命じたり、それらの違法行為をすることを容認してはならない。
(道路交通法第75条第1項)

飲酒運転による罰則

酒酔い運転

5年以下の懲役

または

100万円以下の罰金

酒酔い運転の 下命・容認

5年以下の懲役

または

100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役

または

50万円以下の罰金

酒気帯び運転の 下命・容認

3年以下の懲役

または

50万円以下の罰金



岩手県北上市流通センター11番20号

☎0197-68-4321 FAX:0197-68-4408